

令和8年度 税制改正大綱

事業承継税制の最新動向 & 所得税・青色申告改正の実務対応

中小企業の事業承継を取り巻く現状

経営者の超高齢化と休廃業リスク

国内中小企業における経営者の平均年齢は62歳を超え、高齢化が進行しています。後継者不足などを理由に、黒字経営でありながらも自主廃業を選択せざるを得ない「休廃業リスク」の回避が喫緊の課題となっています。

特例措置（税率実質ゼロ）の活用状況

自社株の贈与・相続に伴う税負担を実質的に100%猶予する「特例事業承継税制」は極めて有効ですが、「特例計画」の提出手続きの煩雑さや準備期間の短さが経営者にとっての高いハードルとなっていました。

事業承継税制の計画期限延長

法人版・個人版における「特例承継計画」の提出期限が大幅に延長。改正の核心部分を解説します。

法人版：特例計画期限「1年半」延長

令和9年9月30日までの新たな猶予

今回の税制改正により、法人版「特例事業承継税制」の前提となる特例承継計画の提出期限が、従来の令和8年（2026年）3月31日から、**令和9年（2027年）9月30日**まで、1年6か月延長されました。

計画再構築に十分な期間の確保

これにより、コロナ禍後の事業再構築や、親族間での後継者選定・合意形成が遅れていた中小企業にとって、計画を再構築するための十分な準備時間が確保されました。

個人版：事業用資産の計画は延長

個人事業主向けは令和10年秋まで猶予

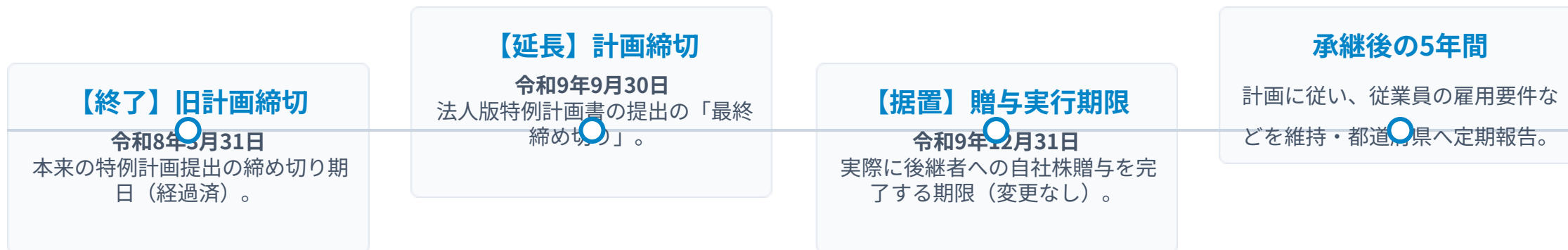
個人事業用の不動産（事務所や店舗用の土地、建物、減価償却資産など）の引継ぎにおける相続税・贈与税を実質ゼロ（100%猶予）にする「個人版事業承継税制」。計画提出期限は**令和10年（2028年）9月30日**まで延長されました。

設備や土地などの円滑な引継ぎに有利

店舗や生産設備の価値が高く、一度にまとまった相続税負担が生じやすい町工場や伝統的な個人店舗などの後継者に対し、余裕を持った事業承継準備を可能にする環境が整備されました。

【実務の罫】 贈与実行期限は据置

計画書（書類）の提出期限は延長されましたが、実際に株式の贈与や譲渡を完了させる「実行期限」は一切延びていません。



一般措置と特例措置の比較

比較項目	一般措置（常設の基本制度）	特例措置（今回の期限延長の対象）
対象となる株式数	発行済株式総数の「最大 2/3」まで	「全保有株式」が対象（上限なし）
納税の猶予割合	贈与税：100% / 相続税：80%	贈与税・相続税ともに「100%」（実質負担ゼロ）
複数後継者への贈与	後継者は「1名」に限定	「最大3名」の共同代表者等に同時に適用可能
雇用維持要件（5年間）	5年平均で8割を下回ると、原則として猶予取消	未達成でも「正当な理由報告」のみで猶予を継続可能

所得税（年収の壁）と青色申告の改正

パート・アルバイト等の就労意欲を阻害していた「年収の壁」の緩和と、確定申告控除の見直しの実務動向。

所得税「178万円の壁」への改正

178万

新たな所得税の非課税基準

「103万円の壁」から「178万円」への大転換

パートや学生アルバイトが所得税を課されない、かつ配偶者扶養の算定基準などになっていた従来の「103万円の基礎枠（基礎控除＋給与所得控除）」が、税制改正により大幅引き上げへ移行します。

これは近年の急激な物価上昇に伴う実質減税施策であり、人手不足に悩む企業・事業主において「年末の就労調整（働き控え）」を抑止する強力な効果が期待されます。

178万の壁を構成する控除額変更

① 基礎控除（本則 + 特例加算）

一律適用の「基礎控除」が本則で62万円に引上げ。さらに**合計所得489万円以下**の納税者には、最大42万円の特例加算が加わることで、**合計104万円**に大幅増額されます。

② 給与所得控除（最低保障の引上げ）

サラリーマンやパート等の必要経費として自動で差し引かれる給与所得控除の「最低保障額」が、特例によって従来の65万円から**74万円**（9万円引上げ）へと拡充されます。

税金の壁と社会保険の壁

社会保険の扶養基準は「別制度」

所得税の非課税ラインが「178万円」まで引き上げられ
ても、社会保険（健康保険・厚生年金）の扶養基準であ
る「**106万円の壁**」や「**130万円の壁**」はそのまま維持
されます。税制改正によって自動的に引き上がることは
ありません。

「働き損（手取り減少）」のリスク

税金がかからないからと年収を130万円以上に増やして
しまうと、社会保険料の自己負担が発生し、**世帯の手取
り額が大きく減少するリスク**があります。企業のシフト
設計や労務管理において、このねじれを正しく把握する
必要があります。

青色申告控除「3段階」新制度

令和9年分確定申告から、青色申告特別控除が「帳簿の電子化レベル」に応じた3段階へ再編されます。紙や単純なPC入力のみでは控除額が縮小します。



最大75万円（拡充）

【要件】複式簿記 + e-Tax期限内申告
+ 「優良な電子帳簿保存」
最高控除額が従来の65万円から75万円に引き上げられ、完全な電子適合企業への優遇が大きくなります。



65万円（現行）

【要件】複式簿記 + e-Tax期限内申告
（一般電子帳簿）
e-Tax申告が「必須要件」となり、郵送や窓口などの紙提出（書面）は控除額が大きく低下します。



10万円（縮小）

【要件】簡易簿記による確定申告、もしくは書面提出
簡易簿記による申告のほか、高額所得者においては10万円控除自体の適用対象が段階的に縮小・除外されます。

実務対応：優良電子帳簿の保存要件

最高額控除を達成するためのシステム要件

75万円控除の要件となる「優良な電子帳簿」適合には、以下の対応が求められます。

- ・ **訂正・削除履歴の確保:** 修正内容が自動記録されること
- ・ **検索性能の保持:** 日付・金額・取引先での複合検索が可能
- ・ **システム連携:** 帳簿と各種書類データの相互関連性の確認

クラウド型会計システムの早期適合

多くの最新クラウド型会計ソフト（マネーフォワード、freee、弥生会計等）であれば、初期設定の変更や専用プランの選択のみで、容易に優良要件をクリアできます。手書きやExcelでの管理から、早期のクラウド化がもっとも費用対効果の高い解決策となります。